

ポイント

(農業信用保険業務運営の検証委員会の結果)

第4期中期計画において、「融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果を毎年度検証する」こととしている。

【検証の結果】

- 部分保証や代位弁済時における融資機関の負担措置（ペナルティー方式）については、融資機関と基金協会との間の債務保証契約書によって実施されており、信用基金が主体的に取り組めることになっていない。
しかしながら、ともに保険事故率の低減に効果があることから、基金協会及び融資機関の取組を注視。
- 大口保険引受の事前協議については、その導入以降、信用基金と基金協会の審査目線の統一化が図られるなど、保険事故率の低減に効果。
審査水準の向上と信用基金における審査の迅速化の兼ね合いを見ながら、今後とも適正に引受審査を実施。